

# 占冠村まち・ひと・しごと創生総合戦略 が策定されました

■問い合わせ  
占冠村地域振興対策室  
電話 56-2124

占冠村では地方創生に取り組むため、総合戦略検討委員会を設置し、平成27年度から平成31年度までの「占冠村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。その概要をお知らせします。

なお、人口ビジョン及び総合戦略本編は、占冠村コミュニティプラザ図書室、トマムコミュニティセンター図書室にて閲覧できます。また、村ホームページにも掲載していますので、ご覧ください。

## ＜人口ビジョン＞

国は2040年の村の人口が894人まで減少すると発表しました。

村の人口減少を抑制していくためには、出生数の増加や転入者増(または転出抑制)を図っていく必要があります。

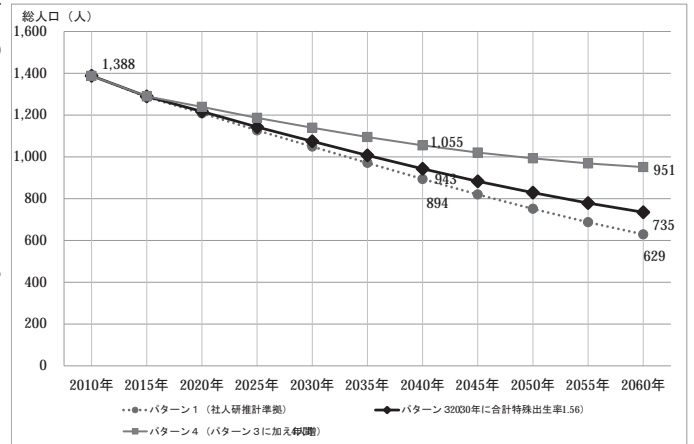
村では各種施策や対策等を通じて、2040年の村の人口を国が示した人口推計より161人多い、1,055人を村の人口目標として定め「占冠村人口ビジョン」を策定しました。

## ＜総合戦略＞

人口ビジョンの目標を達成するため、平成31年度までに取り組む方向・施策として「占冠村総合戦略」を策定しました。占冠村総合計画の重点課題にも位置づけている、森林資源活用・新エネルギー分野への取り組みをさらに強化することで、「しごと」と「ひと」の創出を図ります。また、自然を体感し、国際理解を得る事ができる教育を実施し、子育て世代の移住を促進することで人口減少・少子高齢化社会への対策を図ります。

占冠村において、まち・ひと・しごと創生を推進するため、以下4つの基本目標に対する取り組みを実施します。

占冠村独自の人口推計結果



### 1. 地方における安定した雇用を創出する

数値目標：地域での就業者数を延べ10人増(平成32年)とする

(1) 森林を活用した企業・人材の育成

＜重要業績評価指標＞

・木質バイオマスエネルギーの拡充による新規雇用者数を5年間で5人

(2) 食や観光など地域資源を活かしたビジネスモデルの確立＜重要業績評価指標＞

・地域資源を活用した新規雇用者数を5年間で2人

(3) 人材の確保・育成

＜重要業績評価指標＞

・新規就農者支援を利用した人を5年間で延べ3人

・地域おこし協力隊を5年間で延べ10人

### 2. 地方への新しいひとの流れをつくる

数値目標：占冠村移住ワンストップ窓口を利用した転入者数を5年間で20名以上とする

(1) 交流人口の拡大

＜重要業績評価指標＞

・「ちょっと暮らし」利用者数を5年間で100組

・都市との連携事業の実施を5年間で5回

(2) U・Iターン等の促進

＜重要業績評価指標＞

・ふるさと納税額を5年間で1億円

・平成31年度の空き家バンク延べ登録件数を5件

・地域での転入者数を5年で20名以上

### 3. 若い世代の結婚・出産・子育て

数値目標：占冠村での結婚・出産・子育て満足度の向上 平成31年度時点で10ポイント上昇

(1) 子どもを産み育てたいという希望をかなえる

＜重要業績評価指標＞

・放課後子供教室を2ヶ所設置(平成29年度)

(2) 住みたい・住み続けたいと思える生活環境を整える

＜重要業績評価指標＞

・グローバルコミュニケーション事業※の実施を年間で6回

※持続可能な地域づくりへ向けた国際交流の促進

### 4. 時代に合った地域づくり

数値目標：地域愛を持つ中学生の割合を20ポイント上昇(平成31年度)

(1) むらの特徴を生かした生涯学習の推進

＜重要業績評価指標＞

・自主創造プログラムの活用実績を5年で60件

(2) 集落対策と協働のむらづくり

＜重要業績評価指標＞

・住民活動推進事業の活用実績を5年で10件

# 狂犬病予防注射を実施します



狂犬病予防法により、生後91日以上の子犬は年1回必ず狂犬病予防注射を受けなければなりません。

所有者は実施日において予防接種を受けてください。

## ●実施日及び集合注射の場所

5月12日(木)	9:20~9:35	旧占冠住民センター
	10:00~10:30	トナムコミュニティセンター前
5月13日(金)	13:00~13:15	旧家畜診療所前
	13:20~13:50	総合センター前

●対象となる犬 生後91日以上の子犬

●手数料 3,110円/頭(登録済の子犬)

※手数料には注射済票交付手数料を含みます。

※新たに子犬の登録を行おうとする場合は、予防注射手数料に加え登録手数料3,000円×頭数が必要です。

※以下に該当する場合は、必ず役場まで事前にご連絡ください。

- (1) 登録した子犬が既に死亡している場合、第三者に譲渡されている場合など(役場への届出が必要です)
- (2) 戸別訪問の対象地区にお住まいの方で、登録されていない子犬の注射を希望する方(この場合は、同時に子犬の登録をさせていただきます)
- (3) 戸別訪問の対象地区以外(宮下、本通、千歳、占冠市街、上トナム)にお住まいの方で、やむを得ない事情により訪問注射を希望される方

## 登録のお済みでない犬を所有されている方へ

犬を取得した場合は、狂犬病予防法の規定により取得した日から30日以内に管轄の市町村に対し子犬の登録をしなければなりません。

犬を所有しているにもかかわらず登録をしない場合や、予防注射を受けさせない場合などは、法による罰則規定が適用される場合があります。

「犬を新たに取得した」「犬を所有しているが登録手続きをしていない」という方は、事前に役場にお越しいただき、当日集合注射の場所にお越しいただき、必ず登録を済ませてください。

<ご連絡・お問い合わせ>

産業建設課環境衛生担当  
電話 56-2173

## 平成27年度 鶴川水系水質調査結果

村では、鶴川水系の河川環境を守るため水質調査を行い、河川の状況把握に努めています。

平成27年度の水質調査結果をお知らせいたします。

## 平成27年度BOD調査結果 mg/L

	カリフリ川	青巖峡下流	基準値
平成27年12月	<0.5	<0.5	≦1
平成28年3月	<0.5	<0.5	≦1

※いずれも0.5以下で基準値1を下回っています。

## ❖BOD(生物化学的酸素要求量)とは?

河川の有機物(汚染物質)による汚濁状況を示す指標のことです。

BODは、水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量を1リットルあたりのmg数で表します。つまり、水中の生物によって代謝されやすい有機物がどれくらい含まれているかを示す値のことです。

例えば値が1mg/lとは、水1リットル中に含まれている汚染物質の量を、きれいにするために必要な酸素量(エネルギー)のことです。水中が汚れるほど微生物は水をきれいにしようと頑張るので、その酸素が必要(値が高くなる)ということになります。

## ❖未来に、きれいな河川を残そう

このBODが高くなると、それだけ水中に含まれる酸素量が少なくなる傾向があるので、酸素を必要とする魚などの水中生物たちが死ぬこととなります。そしてメタンガスや硫化水素ガスなどが発生し、死の川になる危険性もあります。

私たちの毎日の暮らしに多くの恵みをもたらすこの美しい鶴川の流れを守っていくのは、源流に住む私たちに課せられた重要な責任です。

鶴川のきれいな水質を維持していくためにも、河川環境の保全にご協力ください。